

## 公平・公正な職務遂行に向けた組織変革への取組

堺市上下水道局組織改革等推進委員会（以下「委員会」といいます。）では、組織変革の推進を局全体で取り組むべき最重要の課題として捉え、部・課や職種（技術職・事務職）にかかわらず、また、多くの局職員が関わる形で、3つの専門部会（業務体制改革専門部会、組織改革専門部会及び仕事環境整備専門部会）を設けて検討を重ねてきました。

委員会で取りまとめた具体的な取組は、既に取り組を開始しているもの、今後実施していくものがありますが、市民及び事業者の皆さまとの信頼関係を構築することができるよう局を挙げて取組を継続し、市民生活や企業活動を支えるライフライン事業者としての使命を果たします。

### 1 技術管理、チェック体制の厳格化

#### (1) 設計変更に係る審査機能等の強化

- ◇事業課における設計変更手続の見直し、部内チェックの実施
- ◇設計変更審査会事務局による事前・事後の確認実施
- ◇工事等の設計変更を審査する設計変更審査会において、会長を局長級に変更及び委員を増員し、原則全ての案件を対象に拡大したうえで厳格な審査を実施

#### (2) 現場管理体制の強化

- ◇監督員の役割や法令の習熟を目的とした業務研修の実施
- ◇監督員業務マニュアル等による適正な履行確認の実施

### 2 組織のガバナンス、職員の意識・知識の向上

#### (1) 職員の意識等の向上

- ◇管理職を対象とした意識変革研修（外部講師）の実施
- ◇局職員と管理職による組織変革ワークショップの実施
- ◇公契約、行政手続、コンプライアンス等の基礎研修の実施
- ◇公正な職務遂行を脅かす事案等が発生したときの報告・情報共有ルールの徹底

(2) 職員意識調査や個別ヒアリングの定期的実施

- ◇局職員を対象とした公正職務や組織変革に関するアンケートの定期実施
- ◇当事案を風化させず組織風土を変革するための職員の意識啓発・研修の定期実施

(3) 情報発信による透明性の確保

- ◇市民の知る権利を確保し、市民への説明を果たす責務を全うするため、情報公開制度と公文書の適正な管理に関する研修を定期実施
- ◇組織変革の取組等について局ホームページで公表

### 3 職員が公正な職務を遂行できる環境整備

(1) 市民・事業者への組織的対応の徹底

- ◇不当要求等に対応する総括、対応責任者、主担者等を局・部・課に配置
- ◇職員が内部通報制度を適正に活用できるように内部通報フロー等を適宜見直し及び職員への周知徹底
- ◇関係団体や事業者に対して、堺市上下水道局組織変革宣言や再発防止の取組の報告及び協力要請

(2) 不当要求等対応マニュアル（上下水道局版）の策定

- ◇上下水道事業の業務に応じた不当要求等対応マニュアルの策定（一般業務、窓口業務、工事業務の分野別）
- ◇市民や事業者等との対応記録の保全ルールの策定